

第2節 法令等の施行状況

1 大気汚染防止法及び富山県公害防止条例（大気関係）

(1) 届出状況

ア 大気汚染防止法

5年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表1.2.1のとおりで、総施設数は3,137施設（1,171工場・事業場）であり、種類別では、ボイラーが2,061施設（構成比66%）で最も多く、次いでディーゼル機関345施設（同11%）、金属溶解炉177施設（同6%）の順であった。

一般粉じん発生施設の届出状況は、表1.2.2のとおりで、総施設数は1,218施設（316工場・事業場）であり、種類別では、堆積場が434施設（構成比36%）で最も多く、次いでベルトコンベア・バケットコンベア417施設（同34%）、破砕機・摩砕機291施設（同24%）の順であった。

揮発性有機化合物（VOC）排出施設の届出状況は、表1.2.3のとおりで、総施設数は28施設（12工場・事業場）であり、種類別では、粘着テープ等製造に係る接着の用に供する乾燥施設が8施設（構成比29%）で最も多く、次いで吹付塗装施設6施設（同21%）、化学製品製造用乾燥施設4施設（同14%）、オフセット輪転印刷用乾燥施設4施設（同14%）の順であった。

水銀排出施設の届出状況は、表1.2.4のとおりで、総施設数は45施設（26工場・事業場）であり、種類別では、廃棄物焼却炉が41施設（構成比91%）で最も多かった。

石綿（アスベスト）除去等工事の届出状況は、表1.2.5のとおりで、総数は193件であり、うち62件が立入検査の対象であった。

表 1.2.1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(6年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																				計
		1	2	3	4	5	6	7	8の2	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30	31	
		ボイラ	加熱炉・ガス発生炉	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	溶鉱炉・転炉・平炉	金属溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	燃焼炉	焼成炉・熔融炉	反応炉・直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	銅・鉛・亜鉛精錬用施設	塩素・塩化水素反応施設等	複合肥料製造用反応施設	硝酸製造用施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関	
富山市	485	917	5	1	0	5	46	13	0	62	9	20	4	12	1	2	6	7	38	172	1	1,321
高岡市	183	270	0	0	0	47	27	0	0	3	10	10	1	5	0	28	0	0	16	36	0	453
魚津市	37	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7	12	0	92
氷見市	36	33	0	1	0	20	2	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	2	11	0	78
滑川市	32	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	12	0	82
黒部市	50	99	0	0	0	12	13	0	0	0	0	8	0	1	1	0	0	0	4	23	0	161
砺波市	46	78	0	0	0	15	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	13	10	0	121
小矢部市	45	67	0	0	0	2	3	0	0	2	0	9	0	0	0	0	0	0	1	6	0	90
南砺市	68	97	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	2	11	0	115
射水市	96	185	0	1	0	30	62	0	0	0	0	7	11	9	0	1	0	0	7	38	5	356
中新川郡	58	95	0	0	0	31	6	0	0	2	0	10	0	4	0	0	0	0	2	6	0	156
下新川郡	35	82	0	0	0	14	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	8	0	112
合計	1,171	2,061	5	3	0	177	164	13	0	69	19	78	16	40	2	31	6	7	95	345	6	3,137

表 1.2.2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

(6年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	一般粉じん発生施設数				
		堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破砕機 摩砕機	ふるい	計
富山市	89	140	72	82	16	310
高岡市	36	59	87	26	7	179
魚津市	18	16	2	12	2	32
氷見市	10	7	35	12	8	62
滑川市	10	18	2	3	1	24
黒部市	17	24	13	25	13	75
砺波市	12	13	20	15	2	50
小矢部市	24	28	15	28	5	76
南砺市	28	32	28	20	4	84
射水市	21	33	60	10	5	108
中新川郡	32	40	40	49	12	141
下新川郡	19	24	43	9	1	77
合計	316	434	417	291	76	1,218

表 1.2.3 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)排出施設の届出状況

(6年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	V O C 排 出 施 設 数									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		化学製品製造用乾燥施設	吹付塗装施設	塗装用乾燥施設	(印刷回路、粘着テープ等、包装材料製造用) 接着用乾燥施設	(4項・木材・木製品製造用を除く) 接着用乾燥施設	オフセット輪転印刷用乾燥施設	グラビア印刷用乾燥施設	工業用洗浄施設	貯蔵タンク	
富山市	5	1	5	0	2	1	0	3	0	0	12
高岡市	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滑川市	2	0	0	0	2	0	4	0	0	0	6
黒部市	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
砺波市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小矢部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南砺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
射水市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中新川郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下新川郡	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3
合 計	12	4	6	0	8	3	4	3	0	0	28

表 1.2.4 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の届出状況

(6年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	水 銀 排 出 施 設 数									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		小型石炭混焼ボイラー	石炭専焼ボイラー	大型石炭混焼ボイラー	銅又は金の一次精錬用施設	鉛又は亜鉛の一次精錬用施設	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用施設	金の二次精錬用施設	セメント製造用焼成炉	廃棄物焼却炉	
富山市	10	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
高岡市	4	1	0	0	0	0	0	0	5	0	6
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
滑川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒部市	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
砺波市	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
小矢部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南砺市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
射水市	5	0	2	0	0	0	0	0	8	0	10
中新川郡	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
下新川郡	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
合 計	26	1	2	0	0	1	0	0	41	0	45

表 1.2.5 大気汚染防止法に基づく石綿（アスベスト）除去工事の届出状況（5年度）

市 郡 名	除去		囲い込み	封じ込め	計
	解体	改造・補修	改造・補修	改造・補修	
富山市	68 (42)	24 (0)	0 (0)	0 (0)	92 (42)
高岡市	16 (5)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	24 (6)
魚津市	9 (1)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (1)
氷見市	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
滑川市	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
黒部市	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
砺波市	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
小矢部市	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
南砺市	3 (1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	7 (5)
射水市	5 (2)	36 (0)	1 (0)	0 (0)	42 (2)
中新川郡	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
下新川郡	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
計	111 (55)	81 (7)	1 (0)	0 (0)	193 (62)

注 （ ）は立入検査実施件数である。

イ 富山県公害防止条例（大気関係）

5年度末の富山県公害防止条例に基づくばい煙及び粉じんまたは有害ガスに係る特定施設設置工場・事業場の届出状況は、表 1.2.6 のとおりで、延べ 1,645 工場・事業場であり、種類別では、粉じんまたは有害ガスが 1,624 施設、ばい煙が 65 施設であった。

表 1.2.6 特定施設設置工場・事業場の届出状況

（6年3月31日現在）

市 郡 名	特定施設設置工場・事業場数		
	ばい煙	粉じんまたは 有害ガス	延べ 工場・事業場数
富山市	12	358	370
高岡市	11	676	678
魚津市	1	37	37
氷見市	1	36	37
滑川市	5	28	30
黒部市	6	41	42
砺波市	7	157	157
小矢部市	2	50	50
南砺市	5	90	91
射水市	9	89	89
中新川郡	4	41	43
下新川郡	2	21	21
計	65	1,624	1,645

(2) 大気汚染緊急時対策要綱による措置等

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれのある場合は、大気汚染防止法及び大気汚染緊急時対策要綱に基づき、学校、住民等への周知や協力工場へのばい煙排出量削減の要請等を行っている。

また、微小粒子状物質（PM2.5）については、県下全域にわたって健康影響の可能性が懸念される場合に、参考情報として注意喚起を行っている。

大気汚染緊急時対策要綱の概要は、表 1.2.7 のとおりで、措置内容は、表 1.2.8 のとおりである。

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況は、表 1.2.9 のとおりで、5年度の発令はなかった。また、微小粒子状物質の注意喚起の実施状況は、表 1.2.10 のとおりで、5年度の注意喚起はなかった。

表 1.2.7 大気汚染緊急時対策要綱の概要

適用地域	県内全域			
対象物質	硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素			
区分	情報、注意報、警報、重大警報			
発令基準	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
		0.2ppm 2時間	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間	0.5ppm 2時間
硫黄酸化物	0.3ppm	0.5ppm	0.5ppm 2時間	0.7ppm 2時間
	0.3ppm	48時間平均値が 0.15ppm		0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.1ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³	2.0mg/m ³ 2時間	—	3.0mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注1 発令基準欄中の時間は、当該濃度が継続した時間を表します。

注2 発令は対象地域ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状況が継続すると認められる場合に行います。

表 1.2.8 大気汚染緊急時の措置内容

物質	区分	措 置		
		一 般	緊 急 時 協 力 工 場	自 動 車 等
硫黄酸化物	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請	
	注意報	〃	・ 通常硫黄酸化物排出量の 20% 以上削減するよう勧告	
	警報	〃	・ 通常硫黄酸化物排出量 50% 以上削減するよう勧告	
	重大警報	〃	・ 硫黄酸化物排出許容量の 80% 以上削減するよう命令	
オキシダント	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請 ・ 次の事項について注意するよう周知 (1) 屋外になるべく出ないようにする (2) 屋外運動はさしひかえるようにする (3) 光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの厚生センター（保健所）に連絡する	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	〃	・ 燃料使用量等を通常使用量の 20% 以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告	〃
	警報	〃	・ 燃料使用量等を通常使用量の 30% 以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告	〃
	重大警報	〃	・ 燃料使用量等を通常使用量の 40% 以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請
浮遊粒子状物質	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置を行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	〃	・ 燃料使用量等を通常使用量の 20% 以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告	〃
	重大警報	〃	・ 燃料使用量等を通常使用量の 40% 以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請
二酸化窒素	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛するとともに注意報等の発令に備えて、注意報等の措置を行える体制をとることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力を要請
	注意報	〃	・ 燃料使用量等を通常使用量の 20% 以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告	〃
	重大警報	〃	・ 燃料使用量等を通常使用量の 40% 以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力を要請 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請

表 1.2.9 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

年度	月日	地区・地域	種 類	時 間	発令局及び最高濃度		
昭和51	5.11	高岡・新湊	情 報	13:20~17:50	伏木一宮 0.128 ppm		
52	8.19	〃	〃	12:15~16:15	伏木一宮 0.118 ppm		
53	5.26	高岡・新湊	注意報	12:30~14:30	高岡本丸 0.126 ppm		
		富 山	情 報		呉 羽 0.100 ppm		
	6.3	高岡・新湊	〃	12:30~14:15	高岡本丸 0.102 ppm	高岡波岡 0.116ppm	
	6.8	〃	〃	12:15~19:00	高岡本丸 0.107 ppm	高岡波岡 0.116ppm	
	6.9	〃	〃	11:15~14:15	高岡本丸 0.103 ppm	高岡波岡 0.100ppm	
	7.30	富 山	〃	13:15~15:15	呉 羽 0.106 ppm		
平成2	4.12	高岡・新湊	〃	13:22~18:23	新湊三日曾根 0.120 ppm	高岡伏木 0.102ppm	
3	9.5	高岡・新湊	〃	13:20~15:20	新湊三日曾根 0.114 ppm		
7	6.30	富山、高岡・新湊	注意報	14:20~17:15	婦中速星 0.124 ppm	新湊海老江 0.121ppm	
14	6.8	滑 川 市	〃	12:20~14:10	滑川上島 0.129 ppm	滑川大崎野 0.127ppm	
16	6.5	富 山	〃	12:10~19:20	富山水橋 0.127ppm		富山岩瀬 0.124ppm
					富山芝園 0.129ppm		富山神明 0.133ppm
					富山蜷川 0.127ppm		
		高岡・射水	〃	13:10~19:40	高岡本丸 0.121ppm		新湊三日曾根 0.127ppm
					新湊今井 0.123ppm		新湊海老江 0.124ppm
					小杉太閤山 0.122ppm		
	新 川	〃	13:10~19:20	魚 津 0.122ppm		黒部植木 0.124ppm	
				入 善 0.134ppm			
	7.24	富 山	〃	14:10~16:10	富山水橋 0.120ppm		
		高岡・射水	〃	13:15~15:10	新湊海老江 0.123ppm		
新 川		〃	14:10~16:10	魚 津 0.121ppm			
19	5.9	富 山	〃	14:12~18:04	富山岩瀬 0.123ppm		富山神明 0.123ppm
					滑川上島 0.120ppm		滑川大崎野 0.121ppm
	高岡・射水	〃	13:05~18:04	高岡伏木 0.122ppm		高岡能町 0.120ppm	
				福 岡 0.123ppm			
新 川	〃	15:05~18:04	入 善 0.121ppm				
29	5.30	新 川	〃	14:05~17:05	黒部植木 0.123ppm		
発令基準		情報：0.10 ppm 以上、注意報：0.12 ppm 以上、警報：0.24 ppm 以上、重大警報：0.40 ppm 以上					

表 1.2.10 微小粒子状物質に係る注意喚起の実施状況

実施日時	判断に使った値等		日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
平成 26 年 2 月 26 日 12 時 15 分	小杉太閤山： $78 \mu\text{g}/\text{m}^3 > 70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (8 時間平均値)	県独自の基準 (国の基準よりも厳しく、より安全側に 立ったもの)	79.6 (小杉太閤山)
平成 26 年 2 月 27 日 7 時 15 分	小杉太閤山： $87 \mu\text{g}/\text{m}^3 > 85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (3 時間平均値)		55.8 (小杉太閤山)
○午前中の早めの時間帯での判断			
区分		判断基準	
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	3 時間平均値 (午前 5 時、6 時及び 7 時の 1 時間値を局別に平均) の 2 番目に大きい値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過	
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	3 時間平均値が 1 局でも $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過	
○午後からの活動に備えた判断			
区分		判断基準	
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	8 時間平均値 (午前 5 時から 12 時までの 1 時間値を局別に平均) が 1 局で も $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過	
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	8 時間平均値が 1 局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過	

注 区分 A は、国が示す判断基準を超過した場合をいう。また、区分 B は、国が示す判断基準には達していないが、県独自の基準 (国の基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの) を超過した場合をいう。

○注意喚起の解除方法

- ① 注意喚起を実施した後に、全ての一般観測局で午後 7 時までに微小粒子状物質の濃度の 1 時間値が 2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、注意喚起を解除する。
- ② ①の解除基準に満たない場合、翌日の午前 0 時をもって自動的に解除とする。

(3) 監視指導

県では、大気汚染防止法や富山県公害防止条例に基づき、工場・事業場等の立入検査を行っている。5年度の立入検査の概要は、表 1.2.11 のとおりである。

大気汚染防止法または富山県公害防止条例（大気関係）の対象工場・事業場に対する立入検査の結果は、表 1.2.12 のとおりであり、立入検査を行った 53 工場・事業場（中核市である富山市の区域を除く。526 施設。）を調査し、そのうち 3 工場・事業場について届出事項等の指導を行った。また、大気汚染防止法の対象となる石綿（アスベスト）除去等作業現場に対する立入検査の結果は、表 1.2.13 のとおりであり、立入検査を行った 20 作業現場（中核市である富山市の区域を除く。）のうち、18 作業現場について石綿濃度を測定したところ、作業に伴う石綿の飛散は認められなかった。

表 1.2.11 立入検査の概要（5年度）

検査対象	検査内容
大気汚染防止法又は富山県公害防止条例（大気関係）の対象工場・事業場	排出基準等適合状況、対象施設の維持・管理状況及び届出状況の調査・指導
大気汚染防止法の対象となるアスベスト除去等作業現場	大気汚染防止法に基づく作業基準等の遵守状況の確認・指導

表 1.2.12 工場・事業場への立入検査の結果（5年度）

区分	業種	食料品製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	電気業	水道業	廃棄物処理業	その他	合計
		基準の適合状況	ばいじん																3		1
有害物質及び有害ガス							3							1		1	3		1		9
揮発性有機化合物							(47)							(18)			(3)		(2)		(70)
全水銀																	1				1
小計	0		0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0	1	7	0	2	0	15
	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)	(47)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(18)	(0)	(0)	(7)	(0)	(4)	(0)	(77)
届出確認	ばい煙発生施設					2	4	2	1		2	2	2	1		1			2		19
	堆積場等の粉じん発生施設					2		2		1	1								1		7
	揮発性有機化合物排出施設						4		2				1								7
	水銀排出施設					2					1								2		5
	小計	0	0	0	0	6	8	4	3	1	4	2	3	1	0	1	0	0	5	0	38
	(0)	(0)	(0)	(0)	(50)	(59)	(20)	(6)	(14)	(181)	(25)	(31)	(2)	(0)	(34)	(0)	(0)	(27)	(0)	(449)	
合計	0	0	0	0	6	11	4	3	1	4	2	4	2	0	2	7	0	7	0	53	
	(0)	(0)	(0)	(0)	(50)	(106)	(20)	(6)	(14)	(181)	(25)	(32)	(20)	(0)	(34)	(7)	(0)	(31)	(0)	(526)	
指導件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3

注 数字は工場・事業場数、()は測定を実施した施設数
 電気業については、公害防止協定に基づく立入調査の実績を記載。
 中核市である富山市の区域を除く

表 1.2.13 大気汚染防止法に基づく石綿(アスベスト)除去工事の立入検査結果(5年度)

区分	除去	囲い込み	封じ込め	計
立入検査作業現場数	20	0	0	20
石綿測定作業現場数	18	0	0	18
指導件数	0	0	0	0

2 ダイオキシン類対策特別措置法

(1) 届出状況

5年度末の大気基準適用施設の届出状況は、表 1.2.14 のとおりで、総施設数は 130 施設（83 工場・事業場）であり、種類別では、廃棄物焼却炉が 86 施設（構成比 66%）で最も多く、次いでアルミニウム合金製造施設 42 施設（同 32%）であった。

表 1.2.14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出状況

(6年3月31日現在)

地 域	工 場・ 事業場数	大 気 基 準 適 用 施 設 数			
		製鋼用電気炉	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉	合 計
富 山 市	29	1	2	30	33
高 岡 市	12	0	13	8	21
魚 津 市	2	0	0	2	2
氷 見 市	2	0	1	3	4
滑 川 市	1	0	0	1	1
黒 部 市	6	0	2	5	7
砺 波 市	5	0	0	7	7
小 矢 部 市	6	0	7	4	11
南 砺 市	5	0	1	4	5
射 水 市	11	1	16	11	28
中 新 川 郡	3	0	0	8	8
下 新 川 郡	1	0	0	3	3
計	83	2	42	86	130

(2) 設置者による測定結果

同法に基づいて、5年度に事業者が実施した自主測定結果の概要（中核市である富山市の区域を除く。）は、表 1.2.15 のとおりであった。

表 1.2.15 設置者による測定結果の概要（5年度）

区 分	報告対象施設数	報告施設数	事 業 者 の 測 定 結 果
排 出 ガ ス	87 (48)	86 (48)	0 ～ 4.8 ng-TEQ/m ³ N
ばいじん等	47 (34)	46 (34)	0 ～ 2.6 ng-TEQ/g

注 () 内の数値は、工場・事業場数である。

3 フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法

本県における5年度末のフロン類充填回収業者等の登録状況は、表 1.2.16 及び表 1.2.17 のとおりであった。

表 1.2.16 フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録状況

(6年3月31日現在)

フロン類回収業者等の種類	登録者数
第一種フロン類充填回収業者	450

表 1.2.17 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録状況

(6年3月31日現在)

フロン類回収業者等の種類	登録者数
引 取 業 者	467
フロン類回収業者	126

4 スパイクタイヤ規制法

住居が集合し、交通量が多い地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、富山県内では図 1.2.1 のとおり、積雪地帯を除く 14 市町村が指定地域として指定されている。

図 1.2.1 スパイクタイヤの使用が規制されている指定地域



注 ①砺波市のうち旧庄川町の区域、②南砺市のうち旧福野町を除く区域が指定地域から除外されている。

5 大気汚染に係る苦情件数

大気汚染に係る5年度の苦情の発生件数は、図1.2.2のとおり30件であった。

図1.2.2 大気汚染に係る苦情件数の発生源別推移

